

## 令和2年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和2年3月19日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場  
議場において 10時00分 開会した。

1. 開 議 令和2年3月19日 10時01分

1. 閉 議 令和2年3月19日 10時50分

1. 延 会 令和2年3月19日 10時50分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名  
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
			4番	西尾	智朗
			6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 2名

3番	南	勝弥	5番	丸本	安高
----	---	----	----	----	----

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務 主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 林 一 勝  
教 育 長 山 中 雅 巳  
富田事務所長

兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	石 田 健
総務課長	愛 須 康 徳	税 務 課 長	岩 城 祐 朗
民生課長	寺 脇 孝 男	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観 光 課 長	泉 芳 明
建設課長	玉 置 康 仁	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 谷 哲 也
教育委員会			
教育次長	榎 本 崇 広	総務課副課長	山 口 和 哉

## 1. 議事日程

日程第 1	議案第 1 号	町道路線の認定について
日程第 2	議案第 3 号	白浜町テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 3	議案第 4 号	白浜町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 5 号	白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 6 号	白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 7 号	白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 8 号	白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 9 号	白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 10 号	白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 11 号	白浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 12 号	令和元年度白浜町一般会計補正予算（第 5 号）議定について
追加日程第 15	議案第 26 号	工事請負契約の締結について
追加日程第 16	議案第 27 号	工事請負契約の締結について
日程第 12	議案第 13 号	令和元年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
日程第 13	議案第 14 号	令和元年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
日程第 14	議案第 15 号	令和元年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について

## 1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11、追加日程第 15 から追加日程第 16

## 1. 会議の経過

### ○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和2年第1回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は11名です。

3番 南議員から欠席の届け出があります。5番 丸本議員、6番 正木議員から少し遅れるとの連絡があります。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

### ○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。また、延会後に全員協議会の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

### ○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いします。

これより本日の会議を開きます。

---

## (1) 日程第1 議案第1号 町道路線の認定について

### ○議 長

日程第1 議案第1号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

### ○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

### ○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

### ○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

(2) 日程第2 議案第3号 白浜町テニスコートの指定管理者の指定について

○議 長

日程第2 議案第3号 白浜町テニスコートの指定管理者の指定について議題とします。  
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

(3) 日程第3 議案第4号 白浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第3 議案第4号 白浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

(4) 日程第4 議案第5号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第4 議案第5号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

(5) 日程第5 議案第6号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第6号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

(6) 日程第6 議案第7号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第7号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

(7) 日程第7 議案第8号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第8号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

(8) 日程第8 議案第9号 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第9号 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

(9) 日程第9 議案第10号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第10号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

参考資料36ページ、これは1年契約ですか。年度ごとに契約を更新するということですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番外（総務課長）

ただいま楠本議員からご質問いただきました。今回の育児休業等に関する条例ということで、会計年度任用職員が適用になります。会計年度任用職員については1年更新になりますので、この条例の一部改正についても1年更新ということで、期間を決めたごとと押えていただければと思います。

○議長

ほかにごございますか。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

（10）日程第10 議案第11号 白浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長

日程第10 議案第11号 白浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

2番 楠本君

○2番

参考資料の40ページ、会計年度任用職員を指していると思うのですが、この点について、どうですか。

○議長

番外 総務課長 愛須君

○番外（総務課長）

ただいま楠本議員より職員のサービスの宣誓ということでご質問をいただきました。今回、会計年度任用職員については、先の予算委員会の総括でもご質問いただきましたとおり、167人が会計年度任用職員に変わるということで、本来、正規職員であれば町長の前で宣誓す



るということになります。今回は数が多いので、一部の改正をすることで、直属の担当課の上司にサービスの宣誓をして、任命権者に代わってそこで宣誓するという対応したいと思っています。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

この間もちょっと言ったけれども、白浜町民生課幼児対策室で7人の会計年度任用職員を募集しております。このことについて、これは議案も通っていることですが、会計年度任用職員については、保育園も含めてということとはよくわかるけれども、宣誓という部分については、町長から辞令をもらってというのではなくて、園長が辞令を渡すということになるということですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

楠本議員おっしゃるとおりで、園長の前で宣誓をして、辞令も園長から渡すということになります。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

これは決まったことで、総括でも言わせていただいたけれども、幼稚園や保育園というのは子どもを見ていく関係、国家試験も通っている関係で、そう決めた以上なっていくということですが、この点については他市町村も含めて、臨時職員が多いということの認識を幹部職員に持っていただきたいと思います。その点について首長としてどのように思っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

楠本議員からご質問いただいた件につきまして、確かに白浜町の場合、臨時職員が約60名、正規職員が約35名ということで、半数以上、倍近くを臨時職員が占めております。これにつきましては、正職員35名のうち今のところ10名が育休であるとか病休で長期休暇に入っております。ただ、その部分を正職員でまかなうとなりましたら、復帰されたときに正職員が多すぎることを考えられますので、正職員のフォローにつきましては臨時職員でまかなわせていただいているのが状況です。女性の多い職場でございますので、育休は仕方ないものだととらえているのですが、若い方については今申し上げましたように、35名のうち10名が休まれている状況でございます。正職員だけでは回らない状況でございます。

これで正職員を雇うとなれば、定員適正化の中で一般職員のほうにも影響が出てまいりますので、保育士だけ多く入れていただくという部分、民生課としては正職員が多いほうがありがたいという部分もあるのですが、町全体として見た場合、適正化計画の中で必要な人員だけ1人退職されれば1人採用していただくというような採用の方法で現在いかせていただ

いております。

○議 長  
2番 楠本君

○2 番  
決まっていることなので、これで最後にしますけど、正職員が35人のうち10人休むということになれば、負担、同一労働、同一賃金の観点から言ったら、差があったらあまりよくないのではないかと。それと、人事にも影響してくると思います。これは当局で考えていただきたいと思います。

○議 長  
ほかにございますか。  
(なしの声あり)

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

(11) 日程第11 議案第12号 令和元年度白浜町一般会計補正予算(第5号)議定について

○議 長  
日程第11 議案第12号 令和元年度白浜町一般会計補正予算(第5号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長  
10番 水上君

○10 番  
議案書18ページです。款10、教育費の中の小学校費、中学校費、無線LAN環境整備業務委託料ですが、これは国庫の補助も出ているということですし、参考資料42-2を見たら、どうやって使って、どう指導していくのか、どう活用するのかということ。それから、指導される教員のスキルですけれども、それもどう研修されて、どうなっているのかをお尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

参考資料のほうで少しご説明させていただきます。現在、学校教育におけるICT化ということで、将来的にあと2、3年ですけれども、国のほうで1人1台パソコンという、タブレット形式ですが、これが定価4万5,000円くらいのもので、国から各メーカーに指導が入っております。この4万5,000円のタブレットを最終的には全児童生徒に配布するということになります。これは今回の予算にはないのですが、このタブレットを使った教育であったり、そうしたものを運用しようと思いますと、LAN整備といいますか、Wi-Fiであったり、そういうのが必要になってくるのですが、白浜町はできている部分もあるんですが、今回は国の2分の1の予算の中で、事業自体は来年度ですが、今年度内に予算、補助金が打ち切りになるということですので、今回、手を上げさせていただいて、まずはLAN整備、基盤の部分を確実に全校で行うということで、今回補正予算を上げさせていただいております。

その次に、おそらく国費をいただくという形で4万5,000円相当のタブレットを町で購入することになるのですが、これにつきましては、県であったり、一括発注という形で、白浜町だけでなく全国発注でこういう手続きに入っていくと聞いてございます。将来的には4万5,000円で動きませんので、そこに入れる教材であったり、ソフトについてはお金がかかるものと予想していますが、どういう教材を入れるとか、どういう形で運用していくという部分については県教委や周辺市町と協議しながら、白浜町だけ独自でやっても、将来的に中学校から高校に移りますので、その辺が県教委のほうからも示されるソフトであったり、ある程度統一化は図られていくものと思われまます。

それにあわせて、学校現場におきましても、教える教員のスキルアップについても同時並行で開催していくことになると思っております。

○議 長

10番 水上君

○10 番

画像を利用したりとか、随分変わった教育が進んでいくと思うのですが、指導する教員のスキルというのが大事だと思います。それによって、子どもたちがどう自分たちのものにしていくかということで、これは期待されるものですから、来年度、それ以降、機材が整うまで少しかかるということですが、ICTの発展は教育現場で必要で、どちらかというところ和歌山県は遅れているので、これに向けて進んでいただきたいと思っております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

18ページの土木費、急傾斜地崩壊対策費、県営事業負担金ですけれども、参考資料も載っていませんが、場所はどこになるのかということ。

それと、民生費、老人福祉費の公的介護施設等整備補助金843万円について説明してください。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま楠本議員より、急傾斜地崩壊対策費の負担金というところで箇所はどこかのご質問をいただきました。まず、この急傾斜地対策事業ということで、県の補助事業と県単事業というものがございまして、補助事業の場所では、湯崎地内にあります南海ヴィラ様下の海岸線沿いになるんですけども、その崖面の急傾斜地でございます。そしてもうひとつが富田川口付近にございます成華苑様裏、今回は測量設計という業務の部分の負担金でございます。そして、小規模災害対策事業の県単事業でございますけれども、堅田の上地区にございます大池の下あたりになるんですけども、その一部と椿地区の若竹様の裏の崖面の急傾斜地の4カ所でございます。

○議長

番外 民生課長 寺脇君

○番外（民生課長）

参考資料42-1をお願いします。こちらに概要を付けさせていただいております。高齢者施設等が行う防災・減災対策のため施設及び設備等の整備に対して補助を行うということです。まず、事業内容で1つ目の認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業ということで、高齢者施設への非常用自家発電の整備事業となっております。これにつきましては、10分の10の国の補助がございまして、事業費がこれについては803万円がすべて国から補助されるということで、事業所につきましては、こちらに2つ書かせていただいているんですけども、認知症対応型共同生活介護事業所、具体的にはグループホームのアネックスパル様がこちらに該当いたします。それから、小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、小規模多機能型居宅介護パル様が補助を受けてこの事業を行うこととなります。

2つ目の高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業ということで、ブロック塀の改修。これにつきましては、国が2分の1、町が4分の1、事業所が4分の1となっております。施設を希望する事業所ということで、小規模有料老人ホーム、具体的には、はまゆう倶楽部南紀白浜様でございます。この事業につきましては、例年は国庫補助のメニューがスプリンクラーと大規模改修に限られているんですけども、ブロック塀及び非常用自家発電につきましては、今年度限りの補助となりますので、3月に補正をさせていただいて、そのまま繰越ということで明許繰越を上げさせていただいております。

○議長

2番 楠本君

○2番

県営事業についてはわかりました。

今、民生課長から説明のあった、場所的にはアネックスパルやはまゆう倶楽部南紀白浜とはどの辺りにあるのか、私も勉強不足でわからないのんですけども、どこらにあるんですか。

○議長

番外 民生課長 寺脇君

○番外（民生課長）

住所はわかるんですけども、私もこの住所がどこかわかりにくい部分がございます、一応アネックスパル様につきましては白浜町2666番地の表記になっております。居宅介護

パル様につきましては、白浜町2927番地の80、たしか大浦辺りと記憶しているんですけども、場所の特定はわかりにくい状況でございます。

それから、はまゆう倶楽部南紀白浜様につきましては白浜町941番地の1になっておりますが、どの辺りというのはわかりにくい部分があります。申し訳ございません。調べてご報告するようにいたしますので、よろしく願いいたします。

○議 長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 10時25分 再開 10時42分)

○議 長

再開します。

5番 丸本議員から欠席の届け出があります。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君(登壇)

○10 番

休憩中の議会運営委員会での協議の結果をご報告いたします。

当局から2件の追加議案の提出があり、お手元に配布しております。

追加議案2件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

当局から2件の追加議案の提出がありました。

追加議案2件については、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま当局から提出ありました議案第26号、議案第27号の2件を日程に追加し、追

加日程第15から追加日程第16として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第26号から議案第27号の2件を日程に追加し、日程の順序を変更し、ただちに議題にすることに決定しました。

---

(12) 追加日程第15 議案第26号 工事請負契約の締結について

追加日程第16 議案第27号 工事請負契約の締結について

○議 長

追加日程第15 議案26号 工事請負契約の締結について、追加日程第16 議案第27号 工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第26号 工事請負契約の締結につきましては、白浜町中地区津波避難タワー建設工事にかかる工事請負契約を締結したいので、提案するものでございます。

次に、議案第27号 工事請負契約の締結につきましては、白浜町日置地区津波避難タワー建設工事にかかる工事請負契約を締結したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 愛須君(登壇)

○番 外(総務課長)

議案第26号 工事請負契約の締結について、議案書(P.53～56)に基づき、説明した。

議案第27号 工事請負契約の締結について、議案書(P.57～60)に基づき、説明した。

○議 長

以上で補足説明が終わりました。

お諮りします。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は3月24日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

議長 西尾 智朗は、 10 時 50 分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 3 月 19 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員